

後期高齢者窓口負担割合について

北海道後期高齢者医療広域連合

1 窓口負担割合見直しの概要

- ・ 令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、政令により令和4年10月1日から施行されることとなった。
- ・ これまで後期高齢者医療制度における窓口負担割合は、「1割」あるいは「3割」であったが、新たに「2割」が設けられる。
- ・ 2割負担の対象となる方は、以下の①と②の両方の条件を満たす被保険者。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 課税世帯であって、世帯内に課税所得が28万円以上の被保険者がいる② 世帯に被保険者が1名の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額」が200万円以上
世帯に被保険者が複数の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額」が320万円以上 |
|--|

- ・ 当広域連合では、約153,000人（被保険者全体の約18%）が2割負担となる見込みである。（令和3年8月時点における推計）

2 周知広報について

【令和3年度：国】

- ・ 国においてコールセンターを設置する。（令和4年1月4日～3月31日）
- ・ 国から医療機関等への周知協力依頼。

【令和3年度：広域連合、市町村】

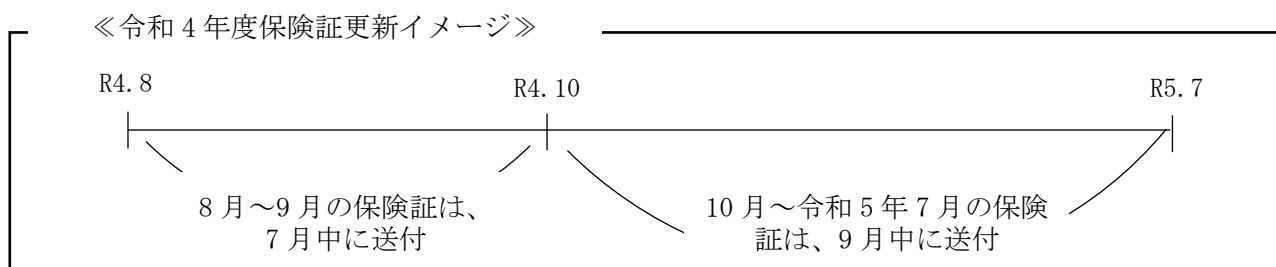
- ・ 広域連合、市町村のホームページに窓口負担割合見直しについて掲載する。
- ・ 市町村広報誌に記事を掲載する。
- ・ 広域連合において窓口負担割合見直しに係るリーフレットを作成し、市町村窓口への配架を依頼する。

【令和4年度】

- ・ 令和4年度の周知広報については、国の考え方が示され次第、効果的な方法を検討する。

3 被保険者証の交付について

- ・ 例年は8月に被保険者証を一斉更新しているが、令和4年度については、全国一律で2回（8月と10月）更新することとなった。



- ・ 例年と異なり2回更新となることで、被保険者に混乱を与えてしまう可能性があるため、1回目と2回目で保険証の色を変える、被保険者証に分かりやすい周知チラシを同封するなど、出来る限り高齢者に配慮した対応を行っていく予定である。

4 配慮措置及び高額療養費の事前申請について

- ・ 窓口負担割合の見直しに当たっては、必要な医療の受診が抑制されることのないよう、外来の月々の負担増加額が最大でも3,000円に納まるような配慮措置が定められた。
- ・ この配慮措置に伴う支給は、高額療養費を支給する仕組みを活用する見込み。
- ・ そのため、2割負担の対象となる方のうち、高額療養費の初回申請を行っていない方（口座登録がない方）に対して、2回目の被保険者証送付後に高額療養費の支給申請書等を郵送する予定（事前勧奨）。